平成３０年（フ）第２０号
鹿児島県大島郡和泊町大字出花459番地１
債務者　木之下房子
１　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成３０年（フ）第６０号
鹿児島県垂水市本城4056番地１
債務者　山村　章治
１　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第６０号
青森県八戸市南白山台１丁目５番27号、前住所千葉県八千代市八千代台西８丁目12番４－44号
債務者　吉野　　萌（旧姓高杉）
１　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第６１号
青森県三戸郡田子町大字山口字山口30番地
債務者　居ケ内陽子
１　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第６８号
青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平１番地45
債務者　荒谷　一生
１　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第５３号
富山県高岡市戸出町３丁目18番68－103号　アンソレイユＡ棟
債務者　泉澤　雪代
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第１４０号
山梨県甲斐市西八幡4210番地　レジデンスＦ２　101号
債務者　西島　哲也
１　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３０号
岐阜県可児市下恵土4179番地１　可児ハイツ210
債務者　福田　宏木
１　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成３０年（フ）第１１０号
三重県津市藤方731番地７　レクエルドサオリ101号
債務者　西峰　卓哉
１　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１５号
滋賀県長浜市宮司町1058番地11
債務者　西沢　史子（旧姓柴崎）
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成３０年（フ）第４０４号
京都市伏見区醍醐上ノ山町21番地４　Ｃ１－203
債務者　桑原加津子
１　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４５４号
京都市南区吉祥院這登中町51番地　興南運輸内、前住所京都府向日市鶏冠井町山畑２番地の２　第二ヤサカ交通㈱社宅402号
債務者　杉本　尚史
１　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４８１号
京都市西京区大枝東新林町１丁目２番地　10棟204号
債務者　村上　悠子
１　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１２５号
岡山市北区青江４丁目12番１号　ルア・トレンシア
債務者　田代　和子
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９７号
広島県尾道市東尾道10番地29
債務者　大本　春美
１　決定年月日時　平成30年６月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第４８号
広島県三原市宮浦６丁目24番１号　ソレイユ宮浦Ⅱ103号
債務者　高塚　隆行
１　決定年月日時　平成30年６月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
広島地方裁判所尾道支部